（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第三条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（立入検査の証明書） **第九条**　法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第三によるものとする。 様式第三 （表） 第　　号 官職 氏名 六・五センチメートル 道路法 第７２条の２第３項の立入検査員証 （第７２条の２第２項関係） 道路管理者　印 年　月　日発　行 年　月　日限り有効 九センチメートル （裏） 1　この証明書は、所有し、又は占有する車両に立ち入り、若しくは車両の記録を検査し、通行時間その他の通行の状況を検査させる場合に、当該車両の運転者に対し提示しなければならない。 2　この証明書は、道路管理者の職員が法第七十二条の二第二項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票として使用するものであり、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。 3　この証明書は、法第七十二条の二第三項の規定により立入検査をする職員が、その権限を示す証票として使用するものであり、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。 4　この証明書は、法第七十二条の二第三項の規定により立入検査をする職員が、その権限を示す証票として使用するものであり、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。 道路法（抜粋） （報告及び立入検査） 第七十二条の二　道路管理者は、第四十七条第二項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の四第一項の規定に係る場合において、国土交通省令で定めるところにより、必要な限度において、車両の通行の事実を証する書類その他の物件を検査し、通行時間その他の通行の状況を検査させる者の事務所若しくは車庫に立ち入り、若しくは車両の運転者に対し必要な報告をさせ、又は当該車両の通行の状況を検査させることができる。 ２　第四十七条第二項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の四第一項の規定に係る場合において、国土交通省令で定めるところにより、必要な限度において、車両の通行の事実を証する書類その他の物件を検査し、通行時間その他の通行の状況を検査させる者の事務所若しくは車庫に立ち入り、若しくは車両の運転者に対し必要な報告をさせ、又は当該車両の通行の状況を検査させることができる。 ３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 ４　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第七十二条の二第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は虚偽の報告をした者 二　第七十二条の二第三項の規定に違反して、検査を拒み、妨げた者	（立入検査の証明書） **第九条**　法第七十二条の二第二項の証明書は、別記様式第三によるものとする。 様式第三 （表） 第　　号 官職 氏名 六・五センチメートル 道路法 第７２条の２第２項の立入検査員証 道路管理者　印 年　月　日発　行 年　月　日限り有効 九センチメートル （裏） 1　この証明書は、道路管理者の職員が法第七十二条の二第二項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票として使用するものであり、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。 2　記載両の事項の限度超過車両の通行時間その他の通行の状況を検査させる者の事務所若しくは車庫に立ち入り、若しくは車両の運転者に対し必要な報告をさせ、又は当該車両の通行の状況を検査させることができる。 3　この証明書は、法第七十二条の二第三項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票として使用するものであり、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。 4　この証明書は、法第七十二条の二第三項の規定により立入検査をする職員が、その権限を示す証票として使用するものであり、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。 道路法（抜粋） （報告及び立入検査） 第七十二条の二　道路管理者は、第四十七条第二項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の四第一項の規定に係る場合において、国土交通省令で定めるところにより、必要な限度において、車両の通行の事実を証する書類その他の物件を検査し、通行時間その他の通行の状況を検査させる者の事務所若しくは車庫に立ち入り、若しくは車両の運転者に対し必要な報告をさせ、又は当該車両の通行の状況を検査させることができる。 ２　第四十七条第二項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の四第一項の規定に係る場合において、国土交通省令で定めるところにより、必要な限度において、車両の通行の事実を証する書類その他の物件を検査し、通行時間その他の通行の状況を検査させる者の事務所若しくは車庫に立ち入り、若しくは車両の運転者に対し必要な報告をさせ、又は当該車両の通行の状況を検査させることができる。 ３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 ４　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第七十二条の二第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は虚偽の報告をした者 二　第七十二条の二第三項の規定に違反して、報